

申請者	市補助金コールセンター	市環境政策課	備考
<p>制度・手続きにかかる問い合わせ</p>	<p>問い合わせへの対応</p>		<p>問い合わせのなかで具体的な製品や料金等にかかる相談を受けた場合、当該製品等で扱われるエネルギー等に応じて、市と脱炭素施策に係る協定を締結したエネルギー事業者の窓口を案内します。</p>
1. 交付申請の手続き			
	<p>書類確認・内容照会 (場合によって返送・追加書類の提出依頼をする場合があります。)</p> <p>封入・封緘・発送</p>	<p>審査</p> <p>交付決定</p>	<p>○手続代行者について 手続代行者（事業者などを想定）が申請者の代わりに書類の提出等を行うことが可能です。その場合、交付決定通知書や入金通知書については申請者本人に郵送されますが、手続代行者に対しても当該書類を発送したという通知が郵送されます。</p> <p>交付申請書の提出締切は令和5年12月27日です。（当日消印有効）</p>
2. 契約・設置工事			
<p>契約・工事</p> <p>↓</p> <p>購入・工事完了</p>			<p>必ず「交付決定通知日」以降に契約・着工してください。先に契約・着工した場合、補助金を交付できません。</p>

